

## 中国における世界文化遺産の管理運営に関する研究

### A Study on the Administration and Management of World Cultural Heritage in China

何 銀春\* 黒田 乃生\*\*

Yinchun HE Nobu KURODA

**Abstract:** Due to long history and multi-culture, China has abundant world cultural heritage resources. This paper focuses on the administration and management of world cultural heritage in China. Not only reviews and assesses on administration and management types, the authors also gives an introduction of the related laws and polices on world cultural heritage in this country. Furthermore, the purpose of this study is to figure out the characteristics of the administration and management of world cultural heritage in China based on a glance research over the subjects. The results show that the main constituent of the administration and management is changing: from commercial enterprises to governmental organizations. Besides it also indicates that lots of laws and policies have been developed to protect and manage the world cultural heritage. However, it's worth noting that the issued authorities are multifarious. Most of the world cultural heritage sites have their own professional management organizations, which are founded by different higher governmental authorities. This paper appeals the Chinese government to set up a unified organization to conduct all related items, and promulgate corresponding laws and policies.

**Keywords:** *World Cultural Heritage, Administration and Management, Laws and policies*

キーワード：世界文化遺産，管理運営，法律制度

#### 1. 背景と目的

中国では、2012年時点で34件が世界文化遺産に登録されており、暫定一覧表<sup>1)</sup>にも45件が記載されている<sup>2)</sup>。近年では世界文化遺産の登録を目指す国内の動きが活発である。その多くは世界遺産という付加価値による観光の側面での効果を期待したものであるといえる。一方、「世界遺産」は「文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第4条）<sup>3)</sup>とあるように、後世に伝えるための遺産の保護が大きな目的となっている。

文化遺産の保護と観光などの利用については多くの既往研究がある。たとえば、中国では個々の遺産における保護と観光<sup>4)</sup>、持続可能な開発<sup>5)</sup>、登録の分析<sup>6)</sup>、ステークホルダー<sup>7)</sup>、真正性<sup>8)</sup>など多様な視点から世界文化遺産の研究が行われている。これらの既往研究は、遺産の登録が観光業や経済の発展に与えた影響に注目しているものが多い。陳峰<sup>9)</sup>が「遺産資源の特性と国の情勢に基づき、観光を手段として、地域住民の生活レベルを上げることを目指すべきである。」<sup>9)</sup>と述べているように、世界遺産登録による観光業の発展を積極的に推進している点も特徴である。中国の保護制度について日本では西村による「文物保護法」、「歴史文化名城」などの既往研究がある<sup>10)</sup>。一方、中国においては制度の面から姜敬紅が「中国世界遺産保護法」の設置について言及した研究がある<sup>11)</sup>。

これらの多くは個々の世界文化遺産を対象にした事例研究であり、中国において、世界遺産の管理運営について、歴史的な視点から変遷を整理し、今後の方向性を示した研究はない。また、どのような国の制度で保護され、どのような管理主体があるのかすべての世界遺産からその特徴を明らかにした研究はない。そこで本研究では、既往研究を踏まえて、近年大きく変化しつつある中国の世界文化遺産の管理運営について、まず中国の文化遺産の概

要をふまえたうえで、世界遺産保護に関連する政府の制度を整理し、各世界遺産の管理運営の変遷と現状について特徴を把握し、現在の問題点を明らかにすることを目的とする。本研究は中国の世界文化遺産の管理運営を制度面と主体から特徴を明らかにするもので、日本および海外の参考事例として意義があるといえる。

研究の対象は現在の中国世界文化遺産及び複合遺産に登録されている34件とする。研究方法は中国の行政、ユネスコ、新聞記事等の資料調査による。世界遺産の名称はユネスコHPから、中国国内法律の指定は国務院による「全国重点文物保护单位の公布に関する通達」（2012年、毎年更新）、「歴史文化名城の公布に関する通達」（同）、「国風景名勝区の公布に関する通達」、観光局による「5A級観光景区に関する通達」（同）などの行政資料を対象とした。また、各世界遺産の管理運営部署と主体、変遷については、文物局による「世界文化遺産保護管理の機関責任者の育成に関する通達」（2004年）、それぞれの世界遺産のHP、ユネスコHPに掲載されている世界遺産推薦書、地方行政の公布した文書、既往研究および関連する新聞記事を対象とした。

#### 2. 中国の世界文化遺産の概要

中国で現在登録されている世界文化遺産（複合遺産を含む）は表-1のとおりである。最初に登録されたのは1987年6件（複合遺産1件）で、以後毎年1~4件ずつ登録されてきた。2000年の「ケアンズ決議」<sup>12)</sup>による登録数の制限を受けて、追加登録をのぞくと、2001年1件、2004年以後は、毎年1件ずつ登録されてきた。文化遺産は遺跡、石窟寺院、歴史都市、庭園、集落などで、複合遺産は大規模なものが多い。

また、中国政府は今後も世界遺産の登録を推進するために、2012年に世界遺産暫定リストを更新した<sup>13)</sup>。現在45件の文化遺産が暫定リストに登録され、2013年の審議にむけてハニ族の棚田が推薦されるなど多様化が見られる。

\*筑波大学大学院人間総合科学研究科 \*\*筑波大学系術系

表-1 中国における世界文化遺産（複合遺産を含む）の管理運営状況

種類	世界遺産	登録年	中国国内法律の指定等*				所属の上級部署				管理運営のタイプ				
			重	歴	風	5A	県区	市	省	国	A	B	C	D	E
世界文化遺産	1 万里の長城	1987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 北京と瀋陽の明清皇宮	1987・2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 莫高窟	1987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 秦始皇帝陵及び兵馬俑	1987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 周口店の北京原人遺跡	1987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 承德避暑山荘と外八廟	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 曲阜の三孔	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 武当山古建築	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 ラサのポタラ宮の歴史的遺跡群	1994・2000・2001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 廬山	1996	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 麗江古城	1997	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 平遥古城	1997	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 蘇州古典園林	1997・2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 頤和園	1998	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15 天壇	1998	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 大足石刻	1999	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17 青城山と都江堰	2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18 西遞と宏村	2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 龍門石窟	2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 明・清王朝の皇帝墓群	2000・2003・2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21 雲岡石窟	2001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22 高句麗前期の都城と古墳	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23 マカオ歴史地区	2005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	24 殷墟	2006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25 開平楼閣と村落	2007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	26 福建土楼	2008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	27 五台山	2009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28 「天地の中央」にある登封の史跡群	2010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	29 西湖	2011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30 元上都口址	2012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
複合遺産	31 泰山	1987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32 黄山	1990	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33 峨眉山と楽山大仏	1996	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	34 武夷山	1999	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計			33	25	13	26	4.5***	24	5	0.5	7	27	3	2	1
全体に占める割合(%)							13.2	70.6	14.7	1.5					

本表では、「登録年」はユネスコのデータベースから得た；「中国国内法律の指定」は国務院による「全国重点文物保护单位の公布に関する通達」（2012年、毎年更新）、「历史文化名城の公布に関する通達」（同）、「国風景名勝区の公布に関する通達」（同）、観光局による「5A級観光景区に関する通達」（同）から作成した；「管理運営設置主体」と「管理運営のタイプ」は文物局による「世界文化遺産保護管理の機関責任者を育成するに関する通達」（2004）、それぞれ世界文化遺産のHP、地方行政の公布した文書、関連新聞記事から得た。

\*中国国内法律の指定：「重」重点文物保护单位「歴」历史文化名城「風」国風景名勝区「5A」5A級観光景区

\*\*マカオ歴史地区は澳門特別行政區政府文化局に所属するので、中国行政級別によって、省にする。

\*\*\*上級部署は複数である場合がある。例えば、北京と瀋陽の明清皇宮において、北京故宮は国文化部に所属し、瀋陽故宮は遼寧省文化庁に所属する。各々0.5で計算する。

### 3. 中国の世界文化遺産に関する法律及び制度について

#### (1) 保護に関する制度

中国世界文化遺産の登録資産を保護・管理するための中心になる法律は2002年に改正された「文物保護法」（前身は1961年に制定された「文物保護管理暫定条例」）である。この法律では全国重点文物保护单位が規定され、「国務院文化財行政部門は省級、市級、県級文物保护单位から、歴史的、芸術的、科学的価値の高いものを（略）指定する。（第13条）」とされている。1961年から現在までに2,348件の全国重点文物保护单位が指定された。表-1のとおり、34の世界文化遺産のうち、マカオ歴史地区以外はすべて登録資産に全国重点文物保护单位が含まれている。また、この法律では历史文化名城も「文物が豊富で、重要な歴史価値又は革命記念意義がある都市（第14条）」として規定され<sup>14)</sup>、2012年に120都市が指定されている。23件の世界文化遺産の31の登録資産が国家历史文化名城に指定されている（表-1）。しかし、「全国重点文物保护单位」や「国家历史文化名城」には明確な範囲が定まっていなかったものもあり、登録資産がすべて文化財指定されている日本の文化遺産の保護体制とは大きく異なっている。

1985年には「風景名勝区暫定条例」が、その後同条例に替わって「風景名勝区条例」（2006年）が制定された。この条例では県級以上の地方行政が設置する景勝区管理機構による景勝地の保

護・利用・管理がうたわれている（第4条）。風景名勝区は、国家級風景名勝区と省級風景名勝区に区分され、「自然景観及び人文景観が（略）国家的な代表性を有する場合、国家級景勝区に申請することができる（第8条）」と規定されている。34件中、13箇所が国家級風景名勝区に指定されている（表-1）。

中国観光局は1999年に観光地の基準を定め、評価の高い順から4A,3A,2A,Aとしていたが、2004年に全国観光景区質量等級評定委員会を設け、「観光景区等級の区分と評定」で定める基準に照らして4A観光景区のうち特に重要な地区を5A観光景区として選定した。5A観光景区は、観光交通、安全、郵便、経営管理、資源及び環境の保護など12の項目で評価される。2012年時点で、全国136箇所ある5A観光地の中で29箇所が26件の世界文化遺産に分布している<sup>15)</sup>。

中国世界文化遺産は「文物保護法」によって保護されているが、世界遺産の範囲や登録資産と一致しているわけではなく、同時にほとんどの世界遺産は国の重要な観光地として経済振興の効果を期待されていることがわかる。

#### (2) 近年の世界文化遺産に関する規定など

中国政府は世界遺産の保護と管理に特化した政策を打ち出している。表-2は2002年に改正された「文物保護法」に基づいて出された世界文化遺産の保護と管理に関連した通達で、2002年以降

表-2 中国世界（文化）遺産保護・管理関連通達

年次	部署	通達名
2002	9 部委	世界遺産保護管理業務の強化および改善に関する意見
2003	文物局	世界文化遺産の保護管理業務の強化に関する通達
2004	9 部委	中国世界文化遺産保護管理業務の強化に関する意見
2005	國務院	文化遺産保護の強化に関する通達
2006	文化部	世界文化遺産保護管理方法
2006	文物局	中国世界文化遺産検査巡視管理方法
2006	文物局	中国世界文化遺産専門家諮問管理方法
2008	國務院	歴史文化名城名鎮名村保護条例
2010	文物局	世界文化遺産推薦項目審査管理規定

9 部委 中国文化部、国家文物局、国家計委、財政、教育、建設、国土資源、環境保護、林業局等のこと。本表は中国政府、文物局、文化部の HP による。

増加していることがわかる。制定した部署は文物局だけでなく 9 部委、國務院があり、統一がはかられていない。このため、例えば、2002 年の「意見」（第 1 条）と 2005 年の「通達」（第 1 条）は別の部署から出されているが、いずれも世界（文化）遺産の保護を強化するという内容で重複が見られる。また、政策は全般的な内容のみで、具体的な措置がない。例えば、2006 年の「方法」には、「県級以上の人民政府は世界文化遺産の保護と管理経費を財政予算に組み入れる。」（第 5 条）とされているが具体的な予算規模や世界遺産の入場料などの収入の分配についてはふれていない。

一方、世界文化遺産がある省、市、県でも専門的な通達と政策が制定されている。例えば、2011 年に登録された「西湖」の事例を、表-3 に示す。世界遺産に関連する条例や規定が 2001 年以降省から 2 件、市から 7 件制定されている。

以上のことから、国、省、市や県それぞれが、世界遺産に関する「条例」、「規定」、「方法」など多様な政策を出しているが、内容の重複、具体性に欠けるという問題点が明らかになった。

#### 4. 中国における世界文化遺産の管理運営の特徴

##### (1) 中国世界文化遺産管理運営の変遷

1985 年 11 月 22 日に条約を締結してから現在までの管理運営の変遷は、中国が世界遺産委員国になった 1991 年、「世界遺産保護管理業務の強化及び改善に関する意見」の通達が出された 2002 年を境に大きく三つの時期に分けることができる。

##### ①第一期（1985 年～1990 年）

締約国になり世界遺産の登録が盛んになった時期である。1987 年には、泰山を含む 6 件の世界遺産が登録され保護と管理業務が始まった。この段階で登録された世界遺産は中国の代表的な遺産であり、多くは登録以前に設置された部署によって管理されている。例えば、1987 年に登録された「北京と瀋陽の明清皇宮」の登録資産である北京故宮は 1925 年に設置された北京故宮博物館によって管理運営業務が行われている。

##### ②第二期（1991 年～2001 年）

1991 年に中国は世界遺産委員会<sup>16)</sup> になり、登録数が大きく増加した。この 11 年間に 18 件（うち 16 件文化遺産、2 件複合遺産）が登録された。これにともなって、中国国内では世界遺産登録による国際観光への効果を期待して<sup>17)</sup>、観光開発に注目が集まるようになった。この時期に国有企業、民間企業<sup>18)</sup> が世界文化遺産の管理運営業務に参入した。事例として、1997 年に承德光大農業株式会社（国有企業）が 600 万元で「万里の長城」の金山嶺の 50 年間の管理運営権を購入したことがあげられる。また、2001 年には華僑城集団（国有企業）、孔子観光集団（国有企業）、曲阜生達カラー印刷包装株式会社（民間企業）など六つの会社が共同投資し、孔子国際観光株式会社（以下「孔観株式」という）が設置された。曲阜市政府と「孔観株式」がかかわった「三孔等八景点

表-3 杭州西湖に関する条例及び通達

	年次	地方政府	条例と通達名
1	2001	杭州市	杭州市公園管理条例
2	2001	杭州市	杭州市西湖亀井茶基地保護条例
3	2004	杭州市	杭州西湖風景名勝区管理条例
4	2004 更新	杭州市	杭州西湖水域保護管理条例
5	2004 更新	杭州市	杭州市文物保護管理若干規定
6	2005	浙江省	浙江省文物保護管理条例
7	2005	浙江省	浙江省歴史文化名城保護条例
8	2008	杭州市	杭州西湖文化的景觀保護管理条例
9	2011	杭州市	杭州市都市緑化管理条例

本表は西湖の世界遺産登録推薦書による。

経営権及び日常管理権の有償譲渡契約」では、「孔観株式」が世界遺産曲阜三孔の経営権と管理権を持つことが示されている。

「蘇州古典園林」の耦園では 2000 年から民間企業である水郷シルク会社が管理を始めた。開園時間の延長、「語り物」の実演等をした結果、前年の 50～60 万元の赤字が初年には 80 万元の黒字に転じた<sup>19)</sup>。このように、地域外の企業の導入に伴って来訪者へのサービスや施設整備など、管理運営のレベルは向上したが、一方で様々な問題が起った<sup>20)</sup>。2000 年 12 月に、孔観株式の創設を祝う為に、曲阜の管理部門が三孔の大掃除を実施した。文化財に直接放水したり拭いたりしたため、文化財は破壊された。これが「三孔の水洗」事件である。中国文物局が事件の責任者を処分した結果、三孔の運営権と管理権は曲阜市文化遺産管理委員会に戻り、華僑城集団が三孔の運営管理からの撤退を強いられた<sup>21)</sup>。

##### ③第三期（2002 年～現在）

第二期の「三孔の水洗」事件を背景として発表された 2002 年の「世界遺産保護管理業務の強化及び改善に関する意見」には「遺産の保護管理に関わる重大問題もしくは危険な兆候が現れた場合、当該遺産の担当部門は、直ちに相応の保護措置を講じること（第 5 条）」と明記された。その後、2005 年に承德光大農業發展株式会社（国有企業）が万里の長城の一部金山嶺長城の経営から脱退し、2007 年には陝西省観光集団（国有企業）も秦始皇帝陵及び兵馬俑の管理運営業務から外れるなど、国有企業、民間企業ともに世界文化遺産の運営業務から撤退しているのが現状である。

##### (2) 行政主体

2006 年に制定された「中国世界文化遺産保護管理方法」では、世界文化遺産の管理運営主体を明確にするために、中国文物局が統括すると同時に、県級以上の地方行政はそれぞれの管理運営制度を設けることが求められた。さらに、国と地方行政を中心に、市民、法人または関連する部署の協力によって管理運営を行う（第 4 条）ことが明記された。

管轄主体である行政は表-1 に示す通り、第一期に登録された世界遺産は省が最も多く 4 件である。全体では市が最も多く 70.6% ある。しかし、市の部署はかならずしも同一ではない。例えば、頤和園管理局は北京市園林局に所属し、承德避暑山荘と外八廟管理委員会は承德市文物局に所属し、また殷墟管理处は安陽市文化局に所属するなど、園林局、文物局、文化局と多様である。

##### (3) 業務展開による中国世界文化遺産管理運営部署の分類

次に管理運営部署の業務の形態は、世界遺産登録によって新たに設置されたかどうか、企業が関わっているかどうかという視点から 5 つに分類される（表-1）。

(A) は世界遺産登録以前の既存の地方行政の部署（日本の教育委員会のような位置づけ）が登録後も引き続き管理運営を行っているもので、7 件ある。例えば、「蘇州古典園林」の環秀山荘、退思園、耦園は地方行政である蘇州市園林管理局によって管理業務を行っている（表-4）。

表-4 蘇州古典園林管理運営状況

蘇州古典園林	管理機関	管理運営タイプ
拙政園	蘇州拙政園管理处	B
留園	蘇州留園管理处	B
芸圃		
網師林	蘇州網師林管理处	B
沧浪亭		
獅子林	蘇州獅子林管理处	B
環秀山荘	蘇州市園林管理局	A
退思園		
耦園		

蘇州市園林と緑化局のホームページによる。http://www.yl.j.suzhou.gov.cn/

(B)は世界遺産に特化した専門の部署が主体となっているもので、27件と最も多い。例えば、北京故宮は北京故宮博物館で、「莫高窟」は敦煌研究院になっている。中には、世界文化遺産だけではなく、関連する資産または重要な文物単位、風景名勝区の管理運営業務を行っているところもある。例えば、承德避暑山荘と外八廟管理委員会は構成資産である承德避暑山荘と外八廟の運営管理を行うと同時に、避暑山荘博物館やバッファゾーンにある磬錫峰国家森林公园に関連する業務も行っている。

(C)は(B)の設けられた専門の部署がさらに国有企業を設置して管理運営しているもので、3件ある。例えば、麗江古城は専門の部署である世界遺産麗江古城保護管理局が設置した麗江古城管理株式会社(国有企業)によって業務が行われている。

(D)は、国の政府や地方行政が専門の部署を設置することなく、国有企業を設置し管理運営するものである。すでに述べたように企業が次第に世界文化遺産の運営管理業務から撤退しているため、現在残っているのは2件のみである。「福建土楼」の構成遺産では永定県土楼は永定県政府と福建省客家土楼観光發展株式会社(国有企業)によって共同業務が行われている。

(E)は民間企業が管理運営を行っているもので、「西遞と宏村」の宏村のみである。宏村では1997年に上級行政部署である黔県政府と中坤集団の協議によって、30年間の管理運営権が中坤集団に譲渡された。宏村のチケット収入、関連観光などの業務が京黔観光發展会社(民間企業)によって行われているが、民家の修理費用は所有者である地域住民が負担している。その結果、修理できず壊される民家が増加しているという<sup>22)</sup>。地域外の民間企業と世界遺産地域の住民の利益が一致しないことで、問題を抱えている。

こうした管理運営部署は登録資産ごとに設置されている場合がほとんどで、たとえば蘇州古典園林では、登録資産のなかでも規模が大きいもの、著名なものは(B)だが、そのほかについては蘇州市園林管理局(A)によって管理運営が行われている(表-4)。

## 5. 結論

本研究により、中国における世界文化遺産の管理運営には、以下の4つの特徴があることが明らかになった。

- ①世界文化遺産の保護管理に関連する法律と政策が中央政府及び地方行政によって制定されているが、政府の部署が異なっており、内容にも重複や偏りがある。
- ②専門部署の設置、企業(国有企業、民間企業)の参入と撤退など維持管理の状況にも変化が見られた。
- ③現在は地方行政が設置した部署が管理運営しているが、国の管轄部門が異なるため、政策の重複が見られる。
- ④現在の中国世界文化遺産の管理運営のほとんどは世界遺産のために新たに設置された部署によるもので、国有または民間企業がかかわる地区は少ない。

日本の世界文化遺産は文化庁が主体となって文化財に指定、選

定することでこれまで保護と管理が行われてきた。自治体によっては大田市の「石見銀山課」のように専門の部署もあるが、文化財保護のために機能している場合がほとんどである。一方、中国では民間および国有企業が主体となっていたことが特徴だが、企業による管理に問題が生じたのは、2006年まで保護の主体が明確に規定されていなかったことに要因があるといえる。現在は行政が主体となりさまざまな通達や条例が制定されているものの、管理運営の部署が統一されていないため、具体的な保護や管理の施策にもばらつきがあると考えられる。今後は開発とのバランスをとりながら適切な保護を進めるために、中央政府の管理運営部署をひとつに集約し、その下に地方の専門部署を配置し、明確な管理運営システムを構築する必要がある。

## 補注及び引用文献

- 1) 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしい締約国の資産目録である。(世界遺産条約履行のための作業指針62～76項)
- 2) 中国の世界遺産予備リスト: Properties submitted on the Tentative List: UNESCO World Heritage Centre, 16 Sep 2012: <http://whc.unesco.org/en/statesparties/cn>
- 3) 日本語訳は外務省HP参照。(参照日2012年12月11日) [http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030303/ref\\_01.pdf](http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030303/ref_01.pdf)
- 4) 彭华(2012): 世界遺産的保護与旅游发展: Tourism Tribune (04), 3-4
- 5) Chen Ling-ling (2011): Study on Sustainable Development of World Cultural Heritage—A Case of the Ming Tombs in Changping District, Beijing: 资源开发与市场(03), 228-231
- 6) 杨海红(2010): 上海外滩申报世界文化遗产的可行性分析: 经济研究导刊(35), 74-75
- 7) HU Haiyan (2006): The Ideal Model of Stakeholder Management on Potala Palace: Journal of Tibet University (01), 74-81
- 8) 孔晗(2011): 对世界文化遗产的真实性与完整性的理解——以沈阳故宫为例: 满族研究(04)
- 9) CHENG Fengyun(2007): A study on the tour development and protection of cultural inheritance in the world—on the Pingyao ancient city as an example: Journal of Huazhong Normal University(Natural Sciences)(01)
- 10) 西村幸夫(2004): 都市保全計画: 東京大学出版会: 697—710
- 11) Jiang Jing-hong (2005): The Necessary and legislative Construction of Making the World Legacy Protection Law of PRC: Public Administration & Law (01), 117-119
- 12) ケアンズ決議において審査対象は、各締約国につき1件のみとすることになった。2004年の第28回世界遺産委員会では1締約国の推薦件数を上限2件(ただし、うち1件は自然遺産)と見直しが行われた。
- 13) 文物局: 关于印发更新的《中国世界文化遗产预备名单》的通知: 文物保函[2012]2037号: 17Nov2012 <http://www.sach.gov.cn/tabid/312/InfoID/36881/Default.aspx>
- 14) 西村幸夫(2004): 都市保全計画: 東京大学出版会: 697—710
- 15) 万里の長城には、八達嶺—慕田峪長城と嘉峪関市嘉峪関文物景区、秦皇島市山海関景区があるなど重複している。
- 16) 世界遺産委員会国は世界遺産条約の21カ構成国からなり、世界遺産の登録申請物件の審議など諸事項を決定する権限をもつ。
- 17) Tran Huu Tuan, Stale Navrud. Capturing the benefits of preserving cultural heritage. Journal of Culture heritage :9(3):July, Sep. 2008. 326-337
- 18) 民間企業には一部を地方行政や国が出資した日本のいわゆる「第三セクター」も含まれる。
- 19) 光明日刊新聞: 蘇州園林寻找保護与發展平衡点: 2007年9月10日: [www.wenming.cn](http://www.wenming.cn)
- 20) 王小利(2006): 我国世界遗产管理体制改革的策略思考: 南京师范大学(D)
- 21) 郑重(2004) 经营孔子故乡举步维艰, 华侨城黯然告别三孔景区: 财经时报: 2004年5月9日
- 22) Liang De-kuo (2005): Exploring Operation and Management of World Heritage Xidi and Hongcun: Journal of Hefei University: 22(1), 28—33